

# 第4回 早島町上下水道料金等審議会

## (2) 答申（案）の作成に向けて

令和8年2月9日

早島町庁舎3階全員協議会室

# 目次

---

1. 審議会の開催状況
  - (1) 諮問の背景
  - (2) 審議会の審議経過
2. 答申（案）の構成（審議事項）
  - (1) 水道料金の改定について
  - (2) 水道料金の算定期間について
  - (3) 水道料金の適正水準について
  - (4) 水道料金体系について
  - (5) 水道料金表について
  - (6) その他のご意見

# 1. 審議会の開催状況【諮問の背景】

---

## ◆ 諮問理由

- ・ 早島町の水道事業は、昭和4年の創設認可以来、およそ100年にわたり、町の発展と快適な町民生活を支えるとともに、町民や事業者の皆様に対し、安心して安全な水を安定的に供給してきた。
- ・ 早島町の水道料金は、平成30年5月の改定以降、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化を踏まえ、現行料金を据え置いている。
- ・ 近年、受水費用の上昇や維持管理費の高騰により経常経費が増加しているほか、今後の施設再編や耐震化に要する多額の費用を見据えると、現行水準のままでは持続的な事業運営が困難となることが懸念される。
- ・ 将来にわたり安定した水道事業を行うため、水道料金の見直しについて検討を行う必要があると判断した。

# 1. 審議会の開催状況【審議会の審議経過】

## ◆ 審議会の審議経過

開催回	開催年月日	開催場所	審議の内容
第1回	令和7年10月24日	早島町庁舎3階 全員協議会室	・諮問 ・水道事業の概要 ・水道事業会計の状況
第2回	令和7年11月20日	早島町庁舎2階 第1会議室	・水道料金水準の算定 ・水道料金体系の検討
第3回	令和8年 1月 9日	早島町庁舎3階 全員協議会室	・料金体系の設定
第4回	令和8年2月 9日	早島町庁舎3階 全員協議会室	・料金表の確定 ・料金改定時期の検討 ・答申(案)の作成に向けて
第5回	令和8年3月(予定)		・答申(案)審議 ・答申

## 2. 答申（案）の構成

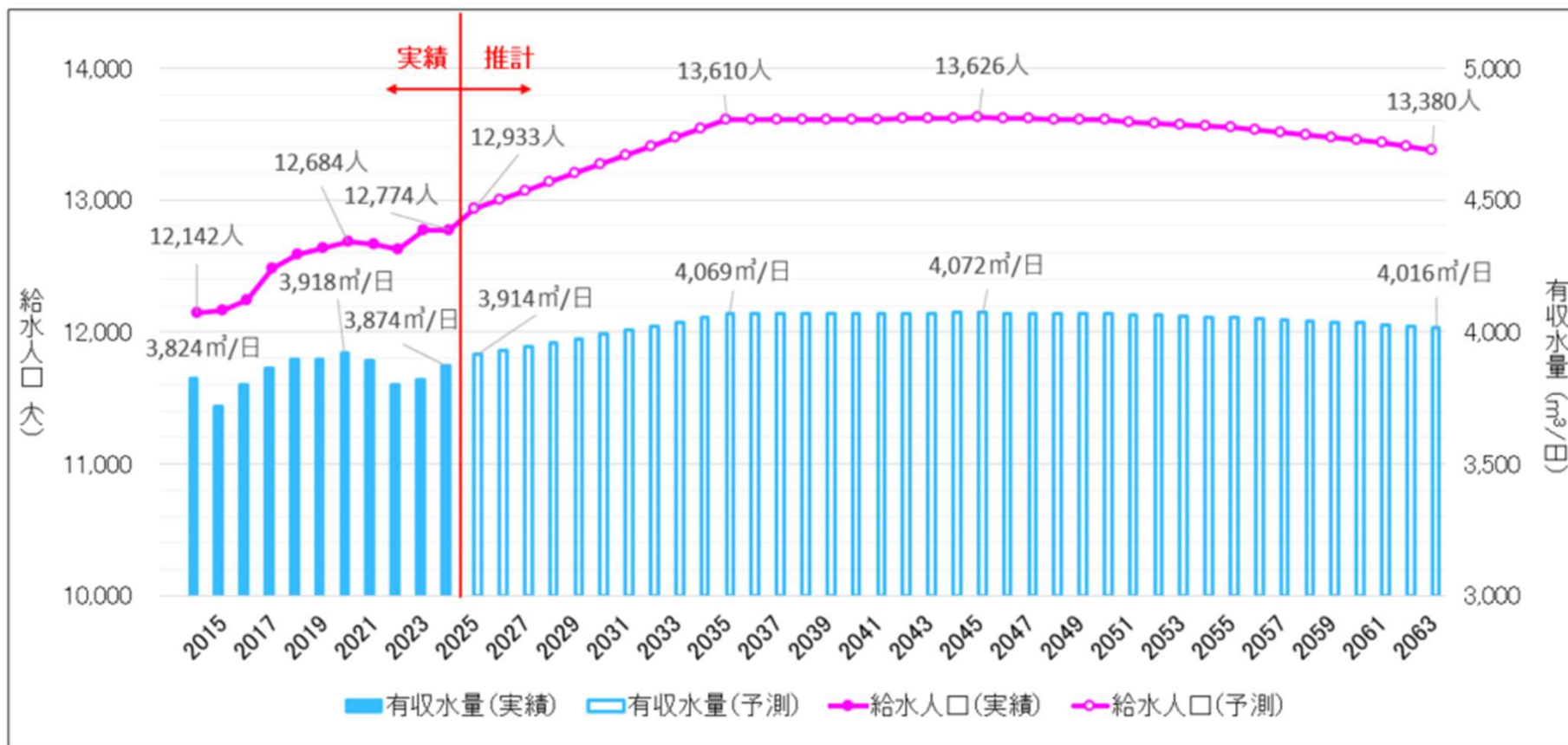
---

### （1）水道料金の改定について

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆給水人口及び給水量の見通し 第1回審議会資料（1）P8

- ・給水人口及び有収水量は、2045（令和27）年度ごろまで微増傾向が続き、2046（令和28）年度以降は、微減傾向になる見込みです。
- ・近年、節水機器の普及により有収水量が減少している上に、2045（令和27）年度以降は、人口減少等により料金収入が減少していく見込みです。



## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆水道施設事業計画①～③ 第1回審議会資料（1）P20



施設の再編や区域の拡張・老朽施設の更新などの事業を計画的に行う必要があります。

### 実施内容

- ① 矢尾配水区の区域拡張（赤線）  
（平成26年度から事業開始）
  - ・ 流通団地ポンプ場の機械電気設備更新
  - ・ 配水管整備
  - ・ 整備率89%
- ② 備南第5配水区の区域拡張（緑線）  
（令和7年度から事業開始）
  - ・ 配水管整備
- ③ 老朽管の更新（青線）  
（令和元年度から事業開始）
  - ・ 若宮・日笠山団地の配水管更新
  - ・ 整備率43%

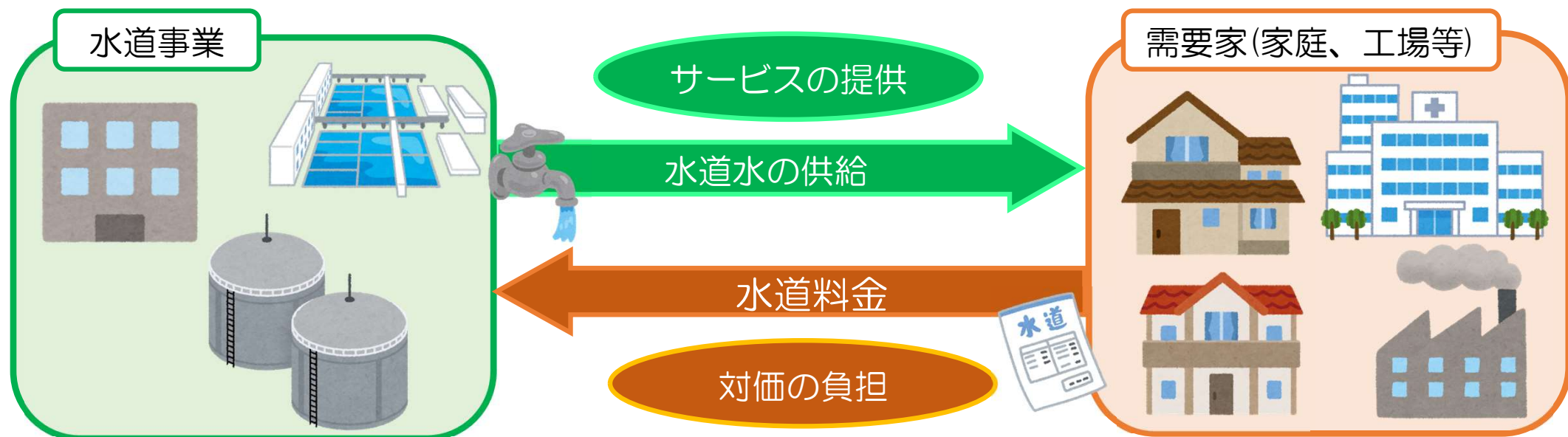
## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆水道事業会計の仕組み 第1回審議会資料（2）P3

#### 【地方公営企業】

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し経営する企業を「地方公営企業」と呼び、水道事業もこの「地方公営企業」に該当します。

一般行政事務と異なり、地方公営企業法などに基づき運営をしており、事業の運営に必要な経費は、事業の運営によって得られる収入で賄うこととされています。（独立採算の原則）

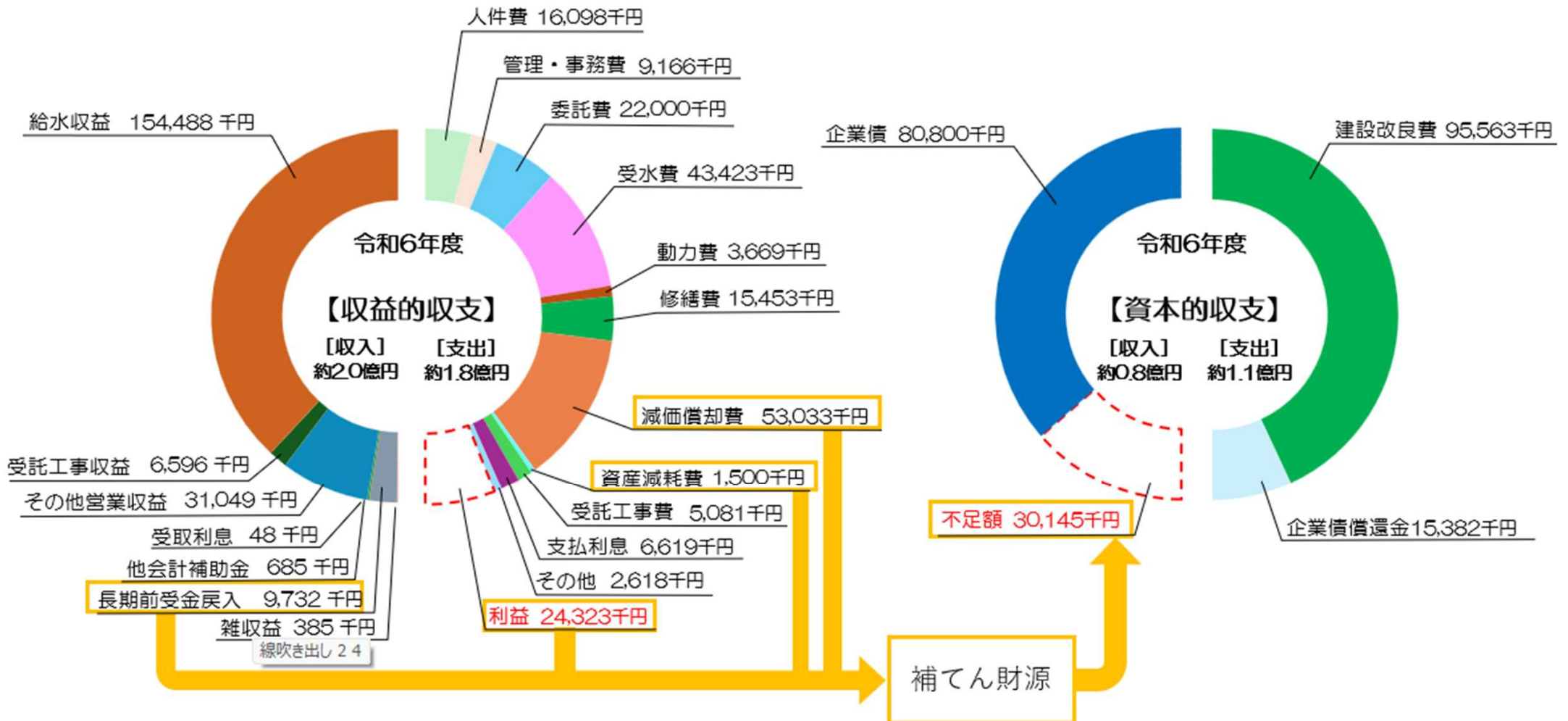


## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆早島町水道事業会計の状況 第1回審議会資料（2）P10

【収益的収支（R6）】

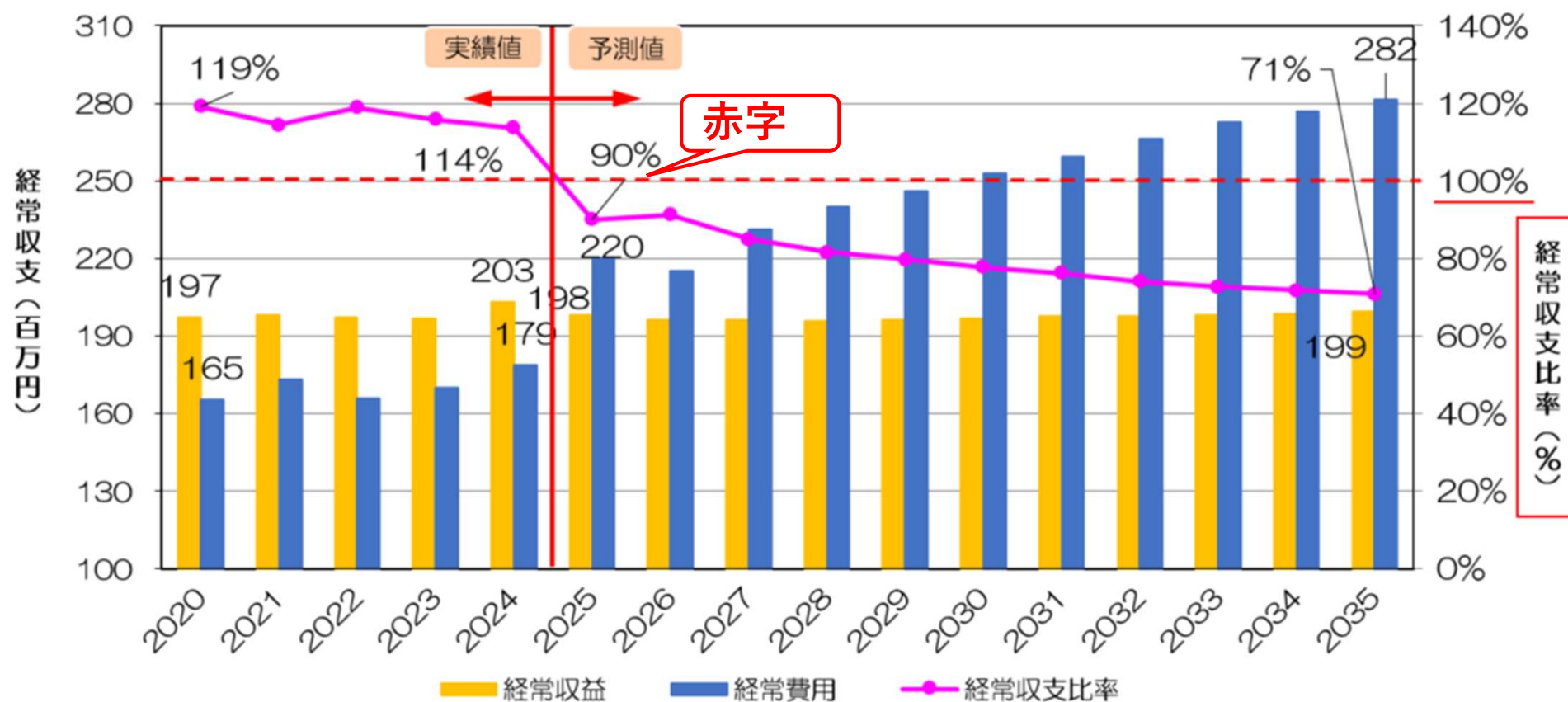
【資本的収支（R6）】



## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆ 経常収支比率 第1回審議会資料（2）P15

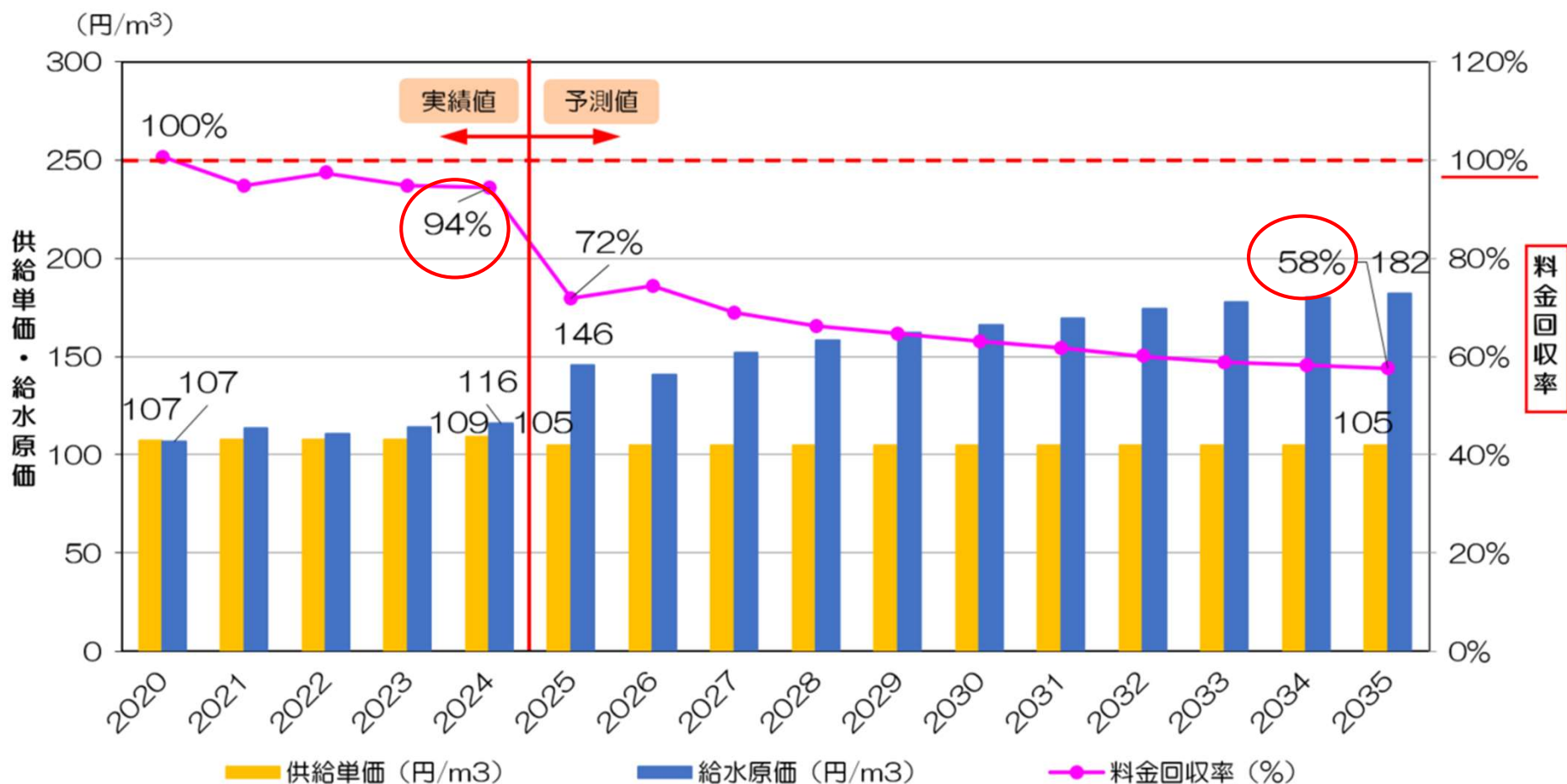
- 過去5年間の経常収支は、経常収益で経常費用を賄えており、経常収支比率は100%以上で黒字経営でした。
- 2025（令和7）年度以降は、備南水道企業団から購入する受水費の値上がり、企業債支払利息の増加、動力費の高騰等による支出の増加に伴い、経常費用が増えていきます。これにより、経常収支比率が100%以下になり、経常収益で経常費用を賄えず、経常損失が拡大し資金繰りが悪化していく見込みとなっています。



## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆供給単価・給水原価・料金回収率 第1回審議会資料（2）P20

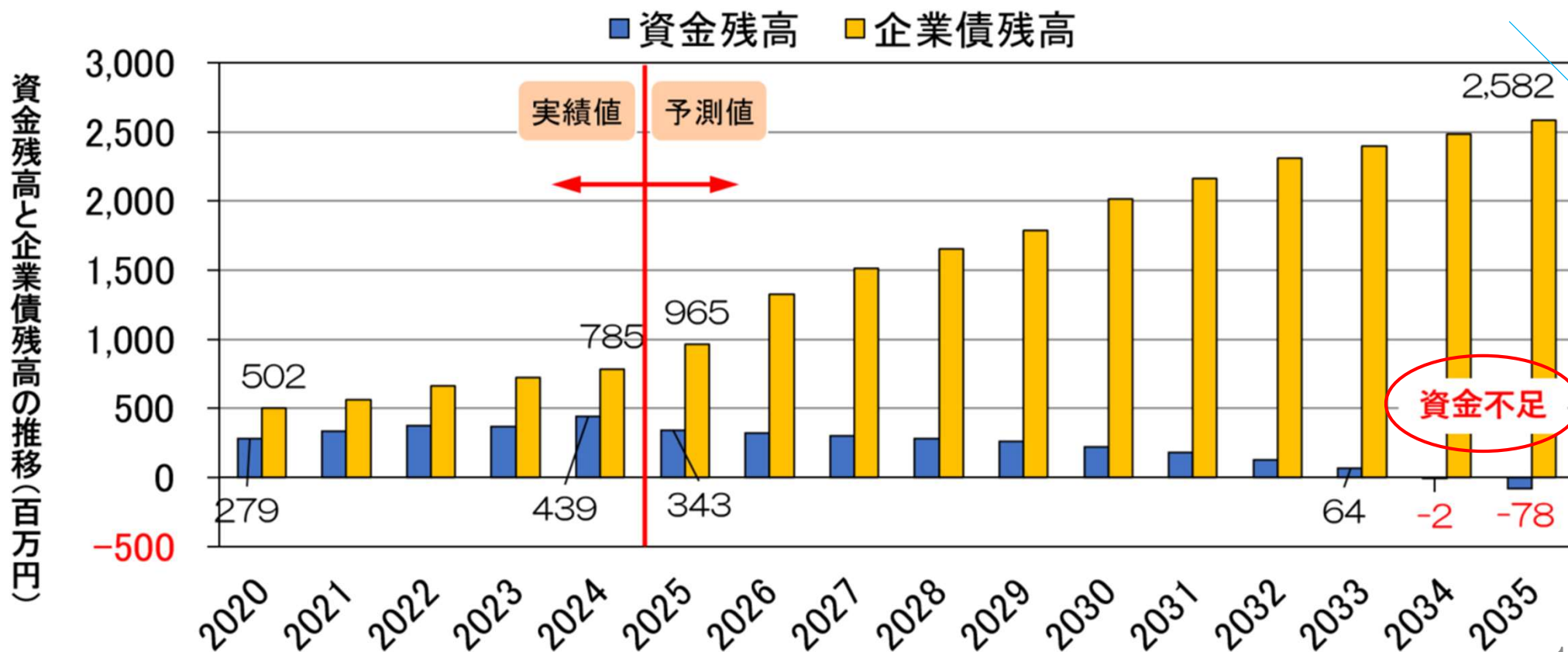
- ポンプ場の稼働による動力費の高騰や企業債の支払利息の増加などで給水原価が増加しており、2021（令和3）年度から料金回収率が100%以下となっています。つまり、水道料金収入だけでは、水道水を供給する費用を賄うことができず、水道料金収入以外の収入で費用を賄っています。
- 2025（令和7）年度以降は、受水費の1.5倍の値上がりなどにより料金回収率は年々低下していき、10年後には料金回収率が60%以下となり、水道水を供給するほど赤字になる見込みです。



## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆資金残高及び企業債残高 第1回審議会資料（2）P24

- 過去5年間は、資金残高は概ね横ばい、企業債残高は上昇傾向でした。
- 今後、資金残高は減少し、企業債残高はさらなる上昇を続け、2034（令和16）年度には、資金不足になる見込みであり、水道事業を継続することが困難になる見込みです。
- 企業債残高は25億円を上回り、将来世代への負担の増大が課題になっています。

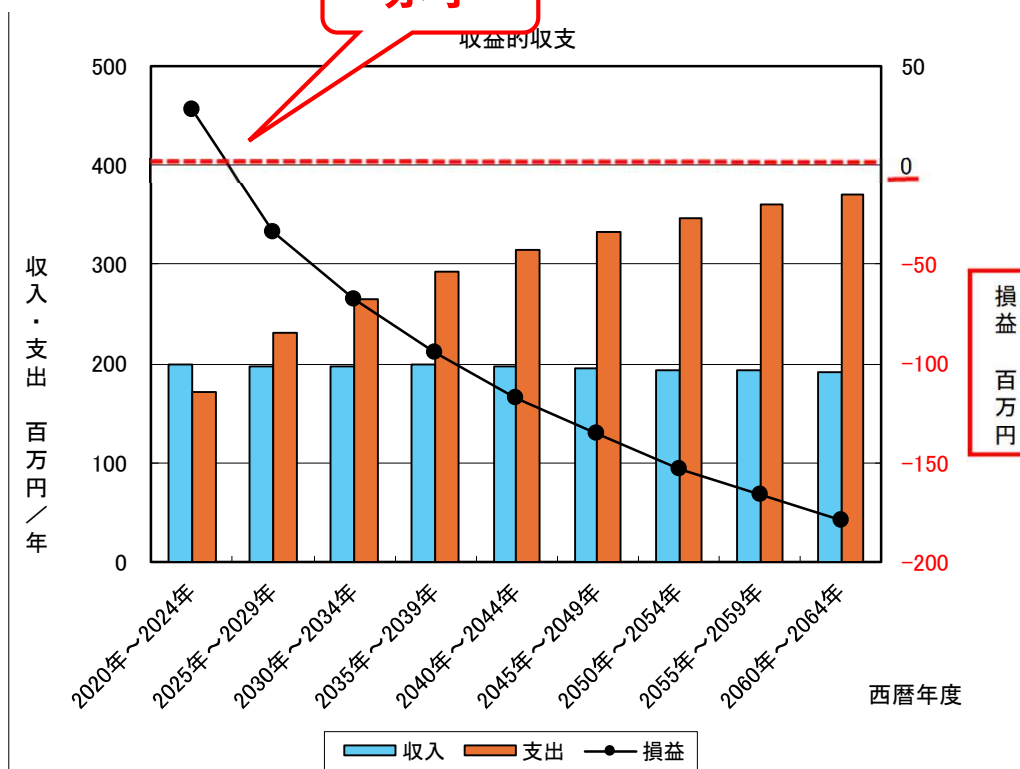


## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

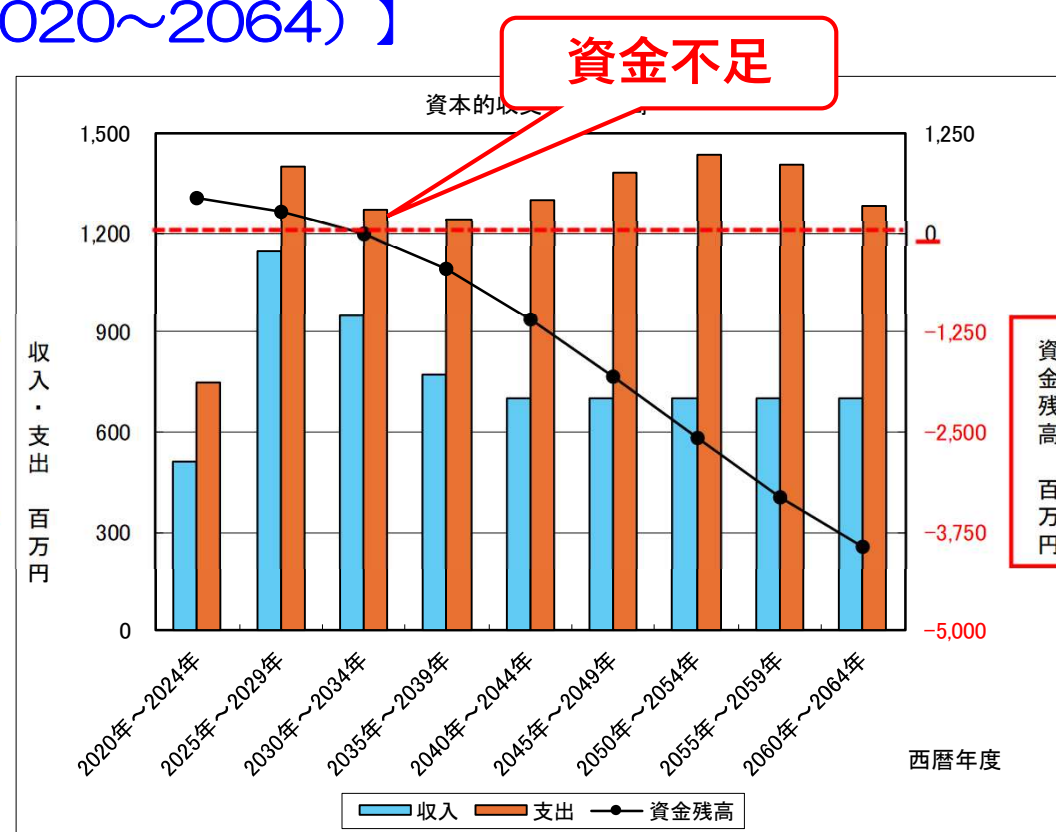
### ◆財政シミュレーション（40年間） 第1回審議会資料（2）P23

- 現行の水道料金を維持した場合、備南水道企業団からの受水費が値上がりしていることなども踏まえ、2025（令和7）年度から収益的収支が赤字になる見込みであるほか、資金残高も徐々に減少し、2034（令和16）年度から資金残高がマイナスに転じる見込みです。

赤字 【財政収支の推計（2020～2064）】



【収益的収支・損益】

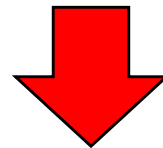


【資本的収支・資金残高】

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆経営分析から見た現状と課題（総括） 第1回審議会資料（2）P25

- ・給水人口・有収水量は2045（令和27）年度までは微増傾向ですが、収益的支出の受水費の上昇、企業債支払利息の増加等により、収益的収支については、2025（令和7）年度から赤字となる見込みです。
- ・事業計画による区域拡張に伴う施設整備や既存の水道施設の老朽化による更新事業等を実施するためには、今後とも一定の企業債を借り入れる必要があります。企業債残高は年々増加し、2035（令和17）年度には25億円を超える負債を負うことになり、企業債残高対給水収益比率は1,700%近くまで上昇します。
- ・資金残高においても、収益的収支が赤字になるとともに、年々企業債への依存度が高まり、その償還額が増加することから、今後、水道事業経営が厳しくなり、2034（令和16）年度には資金不足となる見込みです。



**以上のことを踏まえ、水道事業経営の健全化を図るため、水道料金の改定を検討する必要があります。**

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の改定について】

### ◆料金改定の前提条件 第1回審議会資料（2）P26

#### ア) 検討期間：40年間

経営計画における財政シミュレーションに合わせて40年間とします。

#### イ) 料金算定期間：2026（令和8）年度以降5年毎

公益社団法人日本水道協会発刊の「水道料金算定要領」において、概ね3年から5年を基準とすること記載されているため、5年毎の料金算定期間とします。

#### ウ) 収益的収支：黒字

事業運営のために必要な経費は、その事業の収入で賄うという独立採算の原則に基づき、黒字を維持することとします。

#### エ) 資金残高：事業収益1年分

資金不足とならないよう、事業収益1年分の資金を確保することとします。

#### オ) 企業債借入率：80%又は70%

既に将来世代の負担が増大している現状の中で、さらに負担の先送りに拍車をかけることのないよう、現行の借入率と同じ80%の場合、又は借入率を下げた70%の場合とします。

## 2. 答申（案）の構成

---

### （2）水道料金の算定期間について

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の算定期間について】

### ◆総括原価と給水収益の関係 第2回審議会資料（1）P12

#### 【ご意見】

物価上昇などの社会経済情勢の変動を踏まえ、5年後には水道料金の改定を再検討することが必要。

総括原価

現行の料金収入  
(給水収益)

収入不足額

- 水道事業（簡易水道を除く）は、地方公営企業法が適用され、事業の運営に必要な経費は、事業の運営によって得られる収入で賄う独立採算制を基本に、水道料金収入を主たる財源として運営されます。

- 水道料金は、3～5年程度の算定期間において、総括原価と均衡を保つよう設定することが公益社団法人日本水道協会発刊「水道料金算定要領」に記載されています。

この部分を補うため料金改定を行う。

## 2. 答申（案）の構成

---

### （3）水道料金の適正水準について

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

◆料金設定の原則 第2回審議会資料（1）P11

### 【料金設定の原則】

#### 水道法第14条

- 料金が『能率的な経営の下における適正な原価』※に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 料金が、定率または定額をもって定められていること。

### 【総括原価】

『能率的な経営の下における適正な原価』※とは

水道料金は、水道法や地方公営企業法によって、「能率的な経営の下における適正な原価」を基準とすることされており、この原価のことを総括原価といいます。



## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

### ◆総括原価の内訳整理 第2回審議会資料（1）P15

#### 【総括原価の見込み（資本費用以外）】

（千円）

			R8	R9	R10	R11	R12	合計
営業費用	原水及び浄水費	受水費	64,923	65,362	65,413	65,674	65,919	327,291
	配水及び給水費	管理・事務費	79	79	80	81	82	401
		委託費	19,125	19,279	19,433	19,588	19,745	97,170
		動力費	3,520	3,548	3,576	3,605	3,634	17,883
		修繕費	17,193	17,331	17,470	17,610	17,751	87,355
	総係費等	人件費	19,533	19,690	19,848	20,006	20,166	99,243
		管理・事務費	7,285	7,342	7,401	7,461	7,519	37,008
		委託費	1,093	1,102	1,110	1,119	1,128	5,552
		その他	1,210	1,218	1,226	1,234	1,242	6,130
	減価償却費		59,804	68,485	72,959	76,974	80,194	358,416
資産減耗費		4,500	4,500	4,500	3,000	3,000	19,500	
計		198,265	207,936	213,016	216,352	220,380	1,055,949	
控除収益	受託工事収益（受託工事費除く）		1,133	1,106	1,079	1,051	1,023	5,392
	その他営業収益		30,669	30,669	30,669	30,669	30,669	153,345
	受取利息		12	12	12	12	12	60
	補助金		960	960	960	960	960	4,800
	雑収益		183	183	183	183	183	915
	特別利益		1	1	1	1	1	5
	計		32,958	32,931	32,904	32,876	32,848	164,517

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

### ◆資産維持費とは 第2回審議会資料（1）P16

#### 【資産維持費の算定方法】

#### 資産維持費

水道施設の計画的な更新等のために、自己財源として留保すべき額

➤ 将来的に維持すべき償却資産に適正な率（資産維持率）を乗じて算定します。

#### 資産維持費の算定方法

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

対象資産： 償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除く等、将来的に維持すべきと判断される償却資産

資産維持率： 公益社団法人日本水道協会発刊の「水道料金算定要領」では3%が標準とされているが、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

### ◆総括原価の算定（企業債借入率80%） 第2回審議会資料（1）P18

(千円)

資産維持率		R8	R9	R10	R11	R12	合計
営業費用 ①	原水及び浄水費	64,923	65,362	65,413	65,674	65,919	327,291
	配水及び給水費	39,917	40,237	40,559	40,884	41,212	202,809
	総係費等	29,121	29,352	29,585	29,820	30,055	147,933
	減価償却費	59,804	68,485	72,959	76,974	80,194	358,416
	資産減耗費	4,500	4,500	4,500	3,000	3,000	19,500
資本費用 ②	支払利息	13,239	19,797	23,376	26,118	28,780	111,310
	資産維持費	0	0	0	0	0	0
控除収益 ③		32,958	32,931	32,904	32,876	32,848	164,517
総括原価①+②-③ (資産維持費算入前)		178,546	194,802	203,488	209,594	216,312	1,002,742

**料金算定期間（5年間）において、  
総括原価と均衡を保つよう水道  
料金を設定する。**

総括原価（資産維持費算入後） 前提条件を満たす最小値 →	（資産維持率3%）	1,314,137
	（資産維持率2%）	1,210,337
	（資産維持率1%）	1,106,542
	（資産維持率0.56%）	1,060,867
	（資産維持率0%）	1,002,742

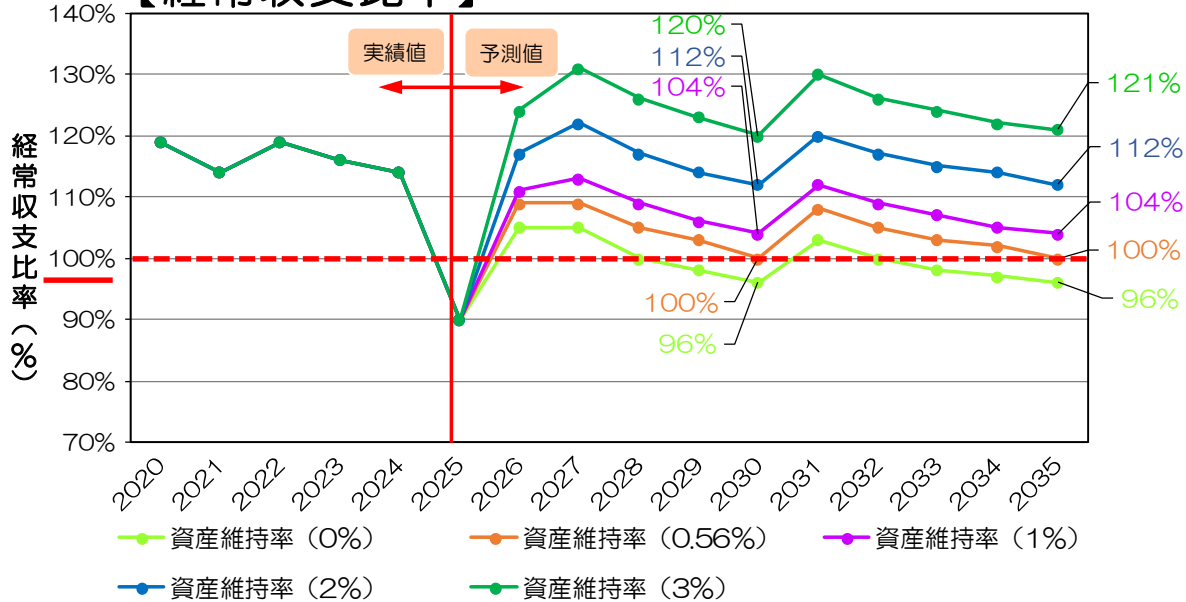
\*算定期間5年間（R8年～R12年）の合計値を算出

※ 資産維持率は、創設時期や施設の更新状況を勘案して各水道事業者が決定する。  
（上記は参考として例示）

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

### ◆ 経常収支比率と資金残高（企業債借入率80%） 第2回審議会資料（1）P19

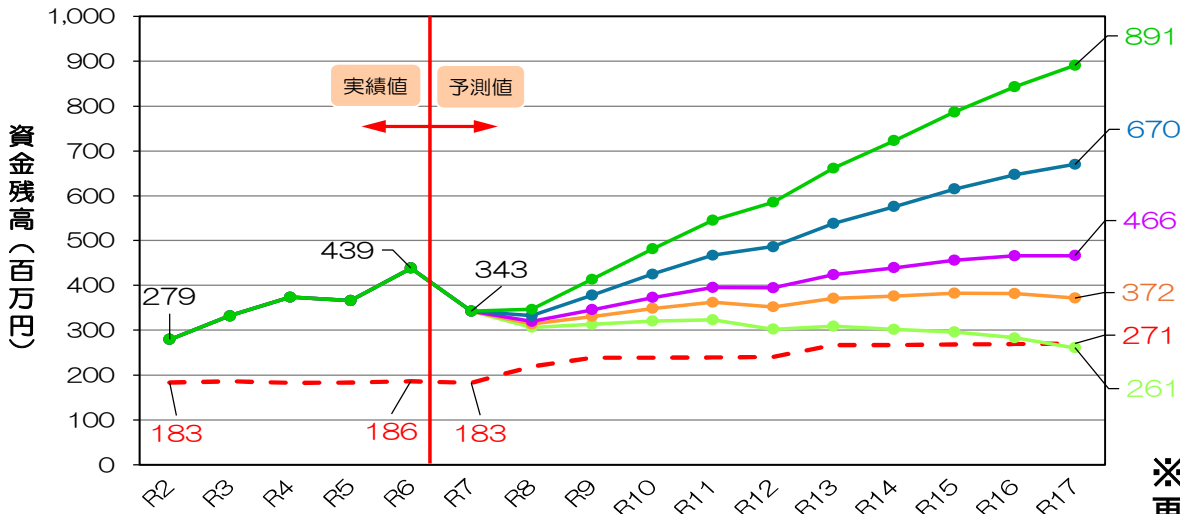
【経常収支比率】



- ⑤資産維持率3%（平均改定率70%） → ○
- ④資産維持率2%（平均改定率56%） → ○
- ③資産維持率1%（平均改定率43%） → ○
- ②資産維持率0.56%（平均改定率37%） → ○
- 経常収支比率100%（黒字と赤字の分岐）
- ①資産維持率0%（平均改定率30%） → ×

※経常収支が100%以上を確保できている場合に○

【資金残高】



- ⑤資産維持率3%（平均改定率70%） → ○
- ④資産維持率2%（平均改定率56%） → ○
- ③資産維持率1%（平均改定率43%） → ○
- ②資産維持率0.56%（平均改定率37%） → ○
- 資金の確保（事業収益1年分）
- ①資産維持率0%（平均改定率30%） → ×

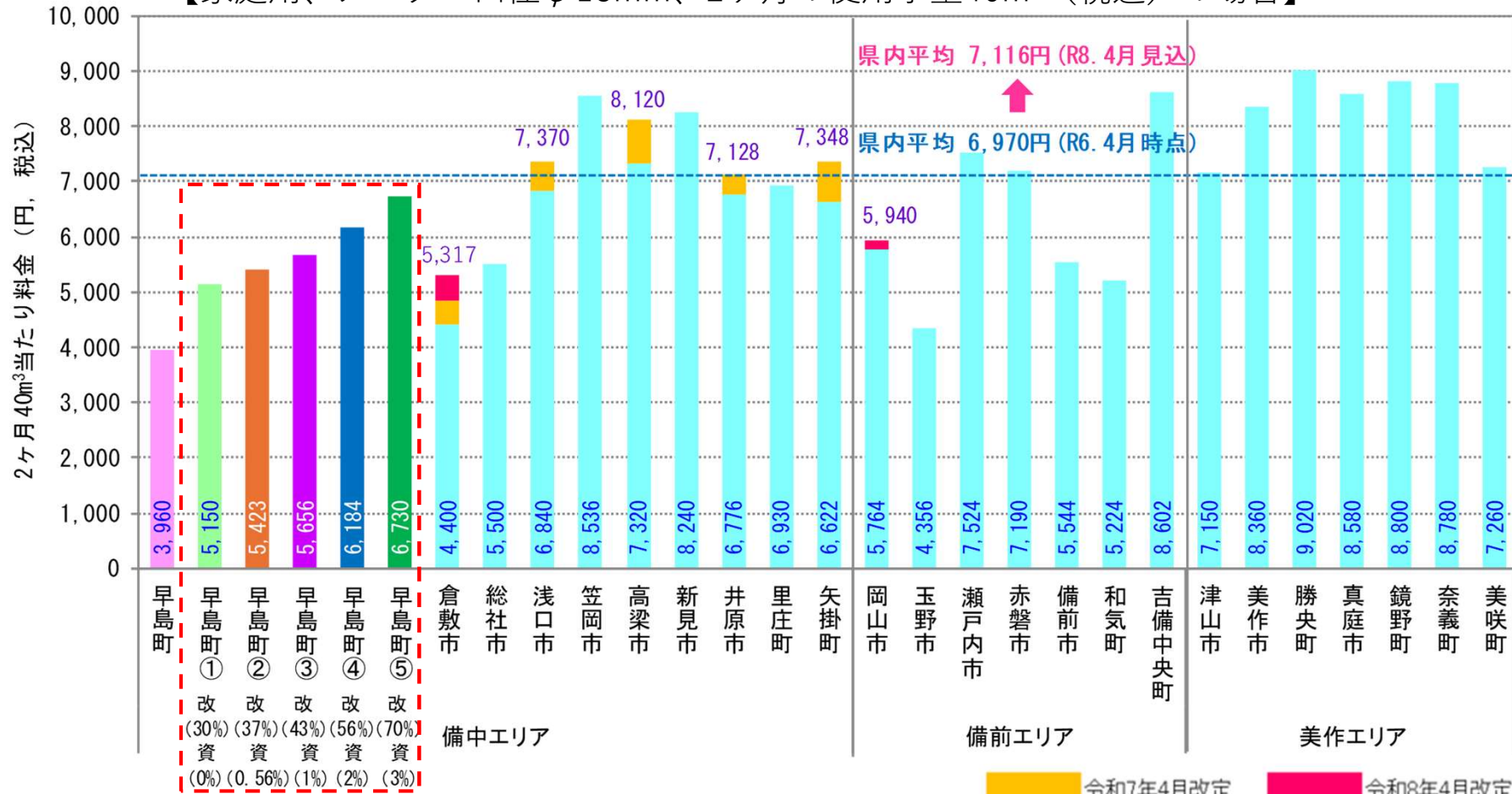
※資金残高が事業収益1年分以上確保できている場合に○

※ 資産維持率は、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。（上記は参考として例示） 23

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

### ◆県内市町村の水道料金の比較（企業債借入率80%）第2回審議会資料（1）P20

【家庭用、メーター口径φ13mm、2ヶ月の使用水量40m<sup>3</sup>（税込）の場合】



※改定後の料金は、目安であり次回以降の審議における料金体系の設定（基本料金・従量料金の配賦）により変動します。

「改：料金改定率 資：資産維持率」

備中エリア平均 6,512円 (R6.4月時点)  
 備中エリア平均 6,845円 (R8.4月時点)

備前エリア平均 6,315円 (R6.4月時点)  
 備前エリア平均 6,340円 (R8.4月時点)

美作エリア平均 8,279円 (R6.4月時点)

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

### ◆料金水準の算定 第3回審議会資料（1）P6

#### 意見の総括

##### ・企業債借入率について

借入率80%と70%とを比較すると、長期的な視点で財政状況を考慮した場合、いずれの借入率も大差はないため、今回は、現状の借入率80%を維持し、収支の比率や資金残高を改善していくことが妥当である。

##### ・資産維持率について

資産維持率を高く設定すると、財政面は安定するが、料金の改定が大きくなるため、使用者の負担が増加する。一方で、資産維持率を0.56%とした場合、財政的な余裕が乏しく、物価変動が懸念される中で災害や道路陥没等のリスクを未然に防止する観点からは十分とは言い難い。

これらを総合的に勘案した結果、水道施設の適切な維持管理を継続的に行うためにも、資産維持率は1%程度が妥当である。

#### 料金改定案

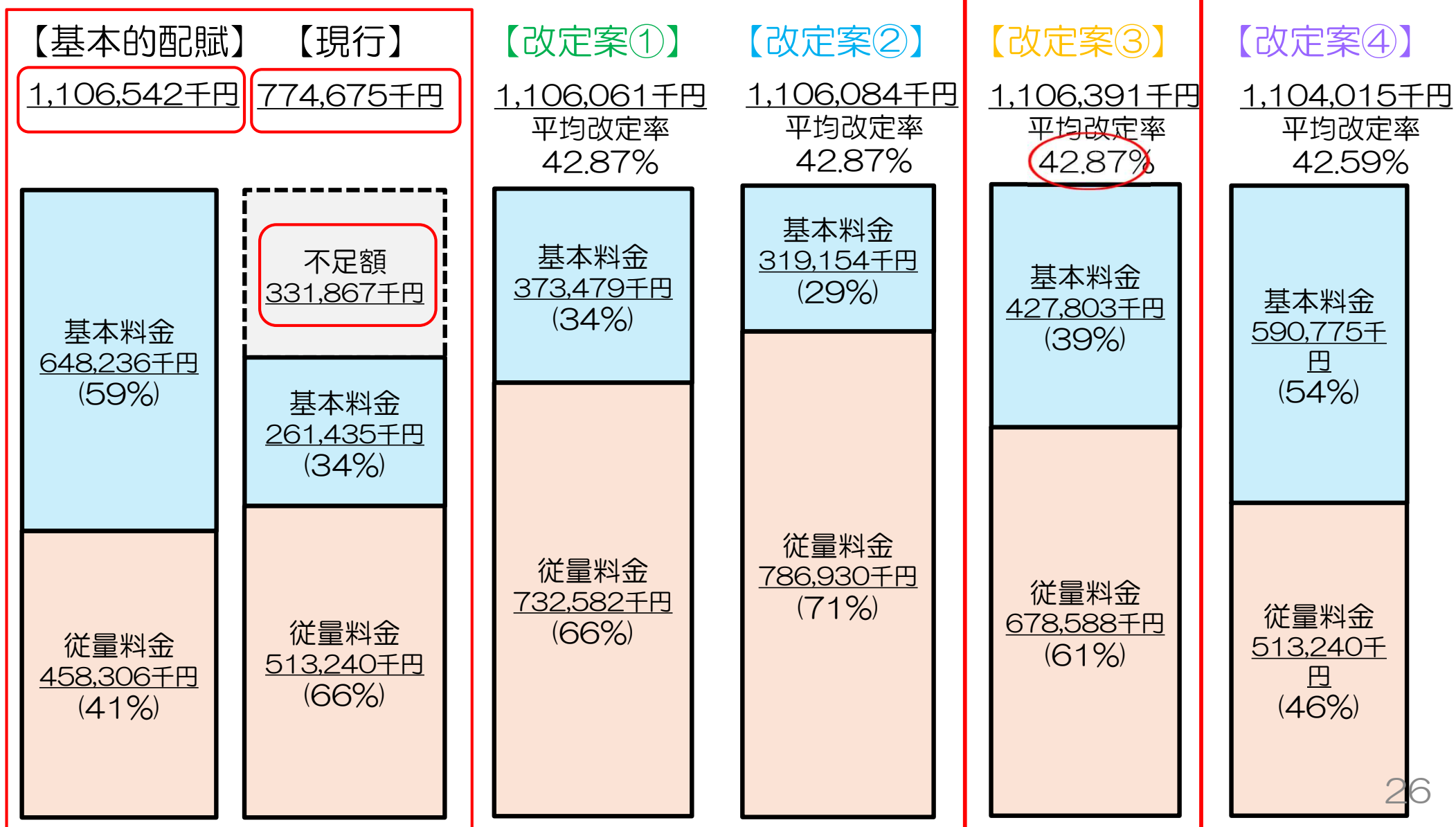
企業債借入率 80%を上限とする。

資産維持率1% を総括原価として算入する。

（料金平均改定率 43% 相当）

## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

### ◆総括原価の配賦 第3回審議会資料（1）P22



## 2. 答申（案）の構成【水道料金の適正水準について】

### ◆料金体系の設定 第4回審議会資料（1）P10

#### 意見の総括

- 改定案④は、基本料金のみを大幅に引き上げる改定案であり、**単身高齢者や使用水量の少ない世帯の負担が大きくなり過ぎる**ため、**適当ではない**。
- 改定案②は、基本料金が最も安い改定案だが、**収入が使用水量に左右されやすく、固定費を賄うための財源が不安定になる**ため、**適当ではない**。
- 改定案①と③は大きな違いがないが、改定案①は、**使用水量が多い方の負担が類似団体の里庄町と比較して大きくなりすぎる懸念**がある。一方、改定案③は、**財政の安定性が高く、使用水量の多寡にかかわらず負担のバランスが良い**ため、改定案①より改定案③の方が**適当**である。

#### 料金体系の設定

**改定案③を採用する。**

- **基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える。**
- **平均改定率 42.87%**
- **基本料金改定率 63.70%、従量料金改定率 32.44%**

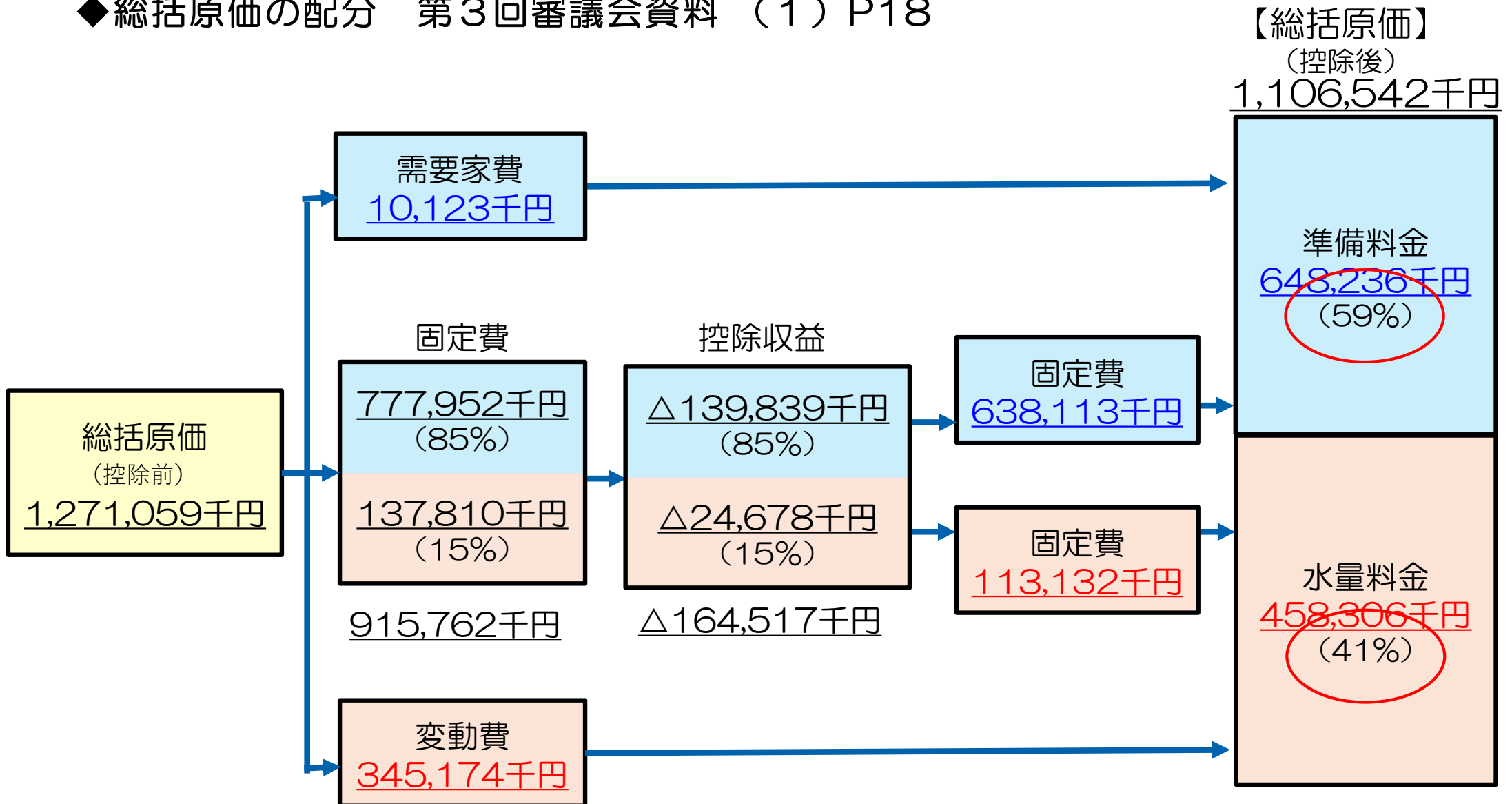
## 2. 答申（案）の構成

---

### （4）水道料金体系について

## 2. 答申（案）の構成【水道料金体系について】

◆総括原価の配分 第3回審議会資料（1）P18



## 2. 答申（案）の構成【水道料金体系について】

### ◆総括原価の配賦 第3回審議会資料（1）P21

#### 【総括原価の配賦の基本的考え方】

総括原価の配分結果により、準備料金を基本料金に、水量料金を従量料金に配賦するが、急激な変動を緩和することも念頭に置き、次のケース①～④を検討しています。（料金平均改定率 43% 相当）

改定案①：基本料金も従量料金もほぼ同じ改定率とする場合  
（基本料金改定率 42.90%、従量料金改定率 43.10%）

改定案②：基本料金の改定率を抑え、従量料金の改定率を高くした場合  
（基本料金改定率 22.08%、従量料金改定率 53.44%）

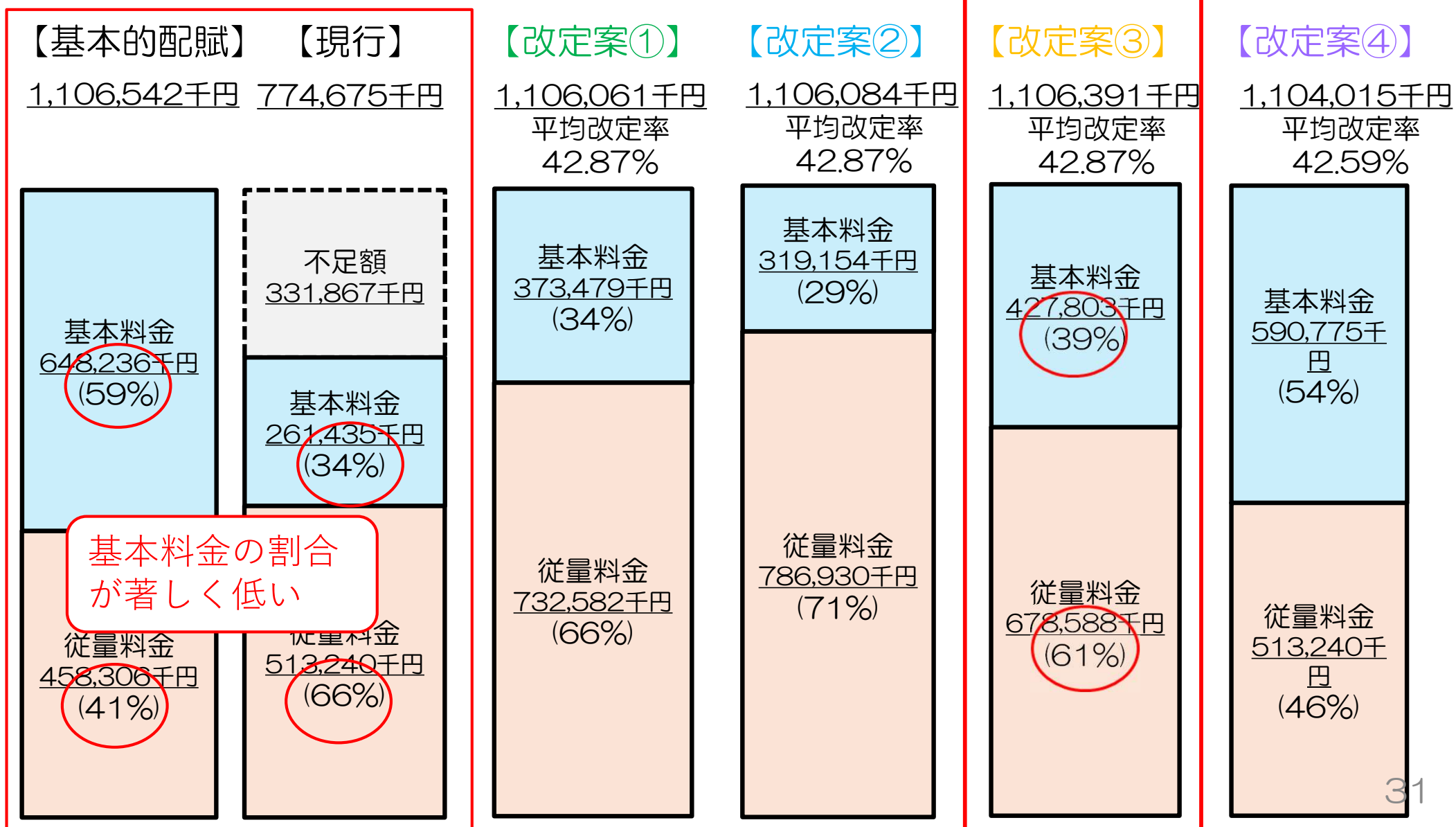
改定案③：基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える場合  
（基本料金改定率 63.70%、従量料金改定率 32.44%）

改定案④：基本料金のみ改定し、従量料金は改定しない場合  
（基本料金改定率 125.91%、従量料金改定率 0%）

※端数処理の関係で改定率が変動しています。

## 2. 答申（案）の構成【水道料金体系について】

### ◆総括原価の配賦 第3回審議会資料（1）P22



## 2. 答申（案）の構成【水道料金体系について】

### ◆総括原価の配賦 第3回審議会資料（1）P23

#### 【水道料金の改定案（1ヶ月\_税抜）】

（税抜き）

	使用水量 (1ヶ月分)	現行 ア	改定案① 平均：42.87% 基本：42.90% 従量：43.10%		改定案② 平均：42.87% 基本：22.08% 従量：53.44%		改定案③ 平均：42.87% 基本：63.70% 従量：32.44%		改定案④ 平均：42.59% 基本：125.91% 従量：0%	
			改定額 イ	増減額 イ-ア	改定額 ウ	増減額 ウ-ア	改定額 エ	増減額 エ-ア	改定額 オ	増減額 オ-ア
基本料金	0~10m <sup>3</sup>	770 円	1,100 円	330 円	940 円	170 円	1,260 円	490 円	1,740 円	970 円
従量料金	11~30m <sup>3</sup>	103 円	147 円	44 円	158 円	55 円	136 円	33 円	103 円	0 円
	31~50m <sup>3</sup>	117 円	167 円	50 円	180 円	63 円	155 円	38 円	117 円	0 円
	51~100m <sup>3</sup>	131 円	187 円	56 円	201 円	70 円	173 円	42 円	131 円	0 円
	101m <sup>3</sup> ~	145 円	207 円	62 円	222 円	77 円	192 円	47 円	145 円	0 円
臨時用	1m <sup>3</sup> につき	262 円	374 円	112 円	374 円	112 円	374 円	112 円	374 円	112 円

※計算方法（例） 改定案①

基本料金	770円（現行）	× 1.4290 = 1,100円
従量料金	103円（現行）	× 1.4310 = 147円
	117円（現行）	× 1.4310 = 167円
	131円（現行）	× 1.4310 = 187円
	145円（現行）	× 1.4310 = 207円

## 2. 答申（案）の構成【水道料金体系について】

### ◆総括原価の配賦 第3回審議会資料（1）P24一部改訂

#### 【県内市町村の水道料金比較（2ヶ月\_税込）】

小口径（φ13mm）								中口径（φ50mm）							
20m <sup>3</sup>		40m <sup>3</sup>		60m <sup>3</sup>		100m <sup>3</sup>		100m <sup>3</sup>		200m <sup>3</sup>		500m <sup>3</sup>		1,000m <sup>3</sup>	
奈義町	4,600	勝央町	9,020	勝央町	13,860	勝央町	23,980	吉備中央町	52,140	岡山市*2	68,442	岡山市*2	146,982	岡山市*2	288,882
鏡野町	4,400	鏡野町	8,800	真庭市	13,200	新見市	22,770	岡山市*2	42,262	笠岡市	62,040	津山市	133,210	勝央町	270,380
勝央町	4,400	奈義町	8,780	鏡野町	13,200	真庭市	22,440	笠岡市	38,940	高梁市	54,340	勝央町	132,880	津山市	267,960
笠岡市	4,356	吉備中央町	8,602	奈義町	13,170	奈義町	22,370	備前市	36,014	津山市	52,360	笠岡市	131,340	吉備中央町	264,440
吉備中央町	4,312	真庭市	8,580	新見市	13,090	鏡野町	22,000	高梁市	34,040	吉備中央町	52,140	吉備中央町	129,690	奈義町	248,410
美作市	4,180	笠岡市	8,536	吉備中央町	12,892	笠岡市	21,956	浅口市	28,940	備前市	51,414	奈義町	122,910	笠岡市	246,840
高梁市	4,060	美作市	8,360	笠岡市	12,716	吉備中央町	21,472	津山市	27,610	勝央町	50,380	赤磐市	121,032	赤磐市	244,232
真庭市	3,960	新見市	8,250	美作市	12,540	津山市	21,450	里庄町	26,400	奈義町	47,610	新見市	120,186	新見市	241,186
瀬戸内市	3,784	高梁市	8,120	高梁市	12,180	美作市	20,900	瀬戸内市	24,640	新見市	47,586	真庭市	115,324	真庭市	230,824
浅口市	3,780	瀬戸内市	7,524	美咲町	11,660	美咲町	20,460	赤磐市	24,012	浅口市	47,420	高梁市	115,240	矢掛町	226,446
赤磐市	3,516	浅口市	7,370	津山市	11,550	高梁市	20,300	勝央町	23,980	赤磐市	47,112	瀬戸内市	112,640	瀬戸内市	222,640
矢掛町	3,476	矢掛町	7,326	瀬戸内市	11,264	矢掛町	19,536	奈義町	23,610	瀬戸内市	46,640	矢掛町	110,946	鏡野町	220,000
里庄町	3,410	美咲町	7,260	矢掛町	11,176	井原市	19,272	新見市	23,386	真庭市	46,024	鏡野町	110,000	美咲町	218,460
津山市	3,410	赤磐市	7,190	井原市	11,176	岡山市*2	18,942	真庭市	22,924	鏡野町	44,000	美咲町	108,460	高梁市	216,740
新見市	3,410	津山市	7,150	浅口市	10,950	瀬戸内市	18,744	鏡野町	22,000	里庄町	44,000	美作市	104,500	美作市	209,000
美咲町	3,300	井原市	7,128	赤磐市	10,864	赤磐市	18,652	総社市	21,560	矢掛町	42,746	浅口市	102,860	倉敷市*1	204,175
井原市	3,080	里庄町	6,930	里庄町	10,450	浅口市	18,120	矢掛町	21,296	美咲町	42,460	備前市	100,914	早島町③	203,566
早島町③	2,772	岡山市*2	5,940	岡山市*2	9,834	里庄町	17,490	美作市	20,900	美作市	41,800	井原市	100,232	井原市	201,432
総社市	2,640	早島町③	5,764	早島町③	8,756	倉敷市*1	15,745	美咲町	20,460	井原市	39,512	倉敷市*1	98,025	浅口市	195,260
岡山市*2	2,618	備前市	5,544	倉敷市*1	8,661	早島町③	15,576	井原市	19,272	総社市	37,290	早島町③	97,966	里庄町	184,800
和気町	2,544	総社市	5,500	備前市	8,624	備前市	14,784	倉敷市*1	15,745	早島町③	34,606	里庄町	96,800	備前市	183,414
備前市	2,464	倉敷市*1	5,317	総社市	8,360	総社市	14,080	早島町③	15,576	倉敷市*1	34,335	総社市	84,480	総社市	163,130
倉敷市*1	2,391	和気町	5,224	和気町	7,904	和気町	13,264	玉野市	14,234	和気町	28,728	早島町	73,634	早島町	153,384
玉野市	1,716	玉野市	4,356	玉野市	6,996	玉野市	12,276	和気町	14,228	玉野市	28,534	和気町	72,228	和気町	144,728
早島町	1,694	早島町	3,960	早島町	6,226	早島町	11,374	早島町	11,374	早島町	25,784	玉野市	71,434	玉野市	142,934

R7年4月1日時点

※1) 倉敷市はR8年3月、4月検針分からの改定額

※2) 岡山市はR8年4月、5月検針分からの改定額

類似団体 里庄町   
 勝央町

改定案③：基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える場合  
 平均42.87%、基本63.70%、従量32.44%

## 2. 答申（案）の構成【水道料金体系について】

### ◆料金体系の設定 第4回審議会資料（1）P10

#### 意見の総括

- 改定案④は、基本料金のみを大幅に引き上げる改定案であり、単身高齢者や使用水量の少ない世帯の負担が大きくなり過ぎるため、 適当ではない。
- 改定案②は、基本料金が最も安い改定案だが、収入が使用水量に左右されやすく、固定費を賄うための財源が不安定になるため、 適当ではない。
- 改定案①と③は大きな違いがないが、改定案①は、使用水量が多い方の負担が類似団体の里庄町と比較して大きくなりすぎる懸念がある。 一方、改定案③は、財政の安定性が高く、使用水量の多寡にかかわらず負担のバランスが良いため、改定案①より改定案③の方が適当である。

#### 料金体系の設定

改定案③を採用する。

- 基本料金の改定率を高くし、従量料金の改定率を抑える。
- 平均改定率 42.87%
- 基本料金改定率 63.70%、従量料金改定率 32.44%

## 2. 答申（案）の構成【水道料金体系について】

### ◆県内の料金体系の状況 第2回審議会資料（2）P7

#### 【基本料金の種別】

##### 用途別

使用用途（家庭用、営業用、浴場用等）により区分し、料金を賦課する。

- 用途の違いによる各利用者の負担能力、サービス価値の差により料金格差を設けるもの
- 用途の区分が恣意的で、客観性に欠ける点が懸念される。

- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| • 倉敷市 | • 玉野市 | • 瀬戸内市 |
| • 井原市 | • 美作市 | • 和気町  |
| • 矢掛町 | • 鏡野町 | • 美咲町  |
| • 勝央町 | • 早島町 |        |

##### 口径別

水道メーター口径の大きさにより区分し、料金を賦課する。

- 各利用者の給水管や水道メーターの大小、使用水量の多寡に応じて料金格差を設けるもの
- 用途別から口径別に移行する際に、水道料金の激変を招く点が懸念される。

- |         |       |       |
|---------|-------|-------|
| • 岡山市   | • 備前市 | • 津山市 |
| • 赤磐市   | • 総社市 | • 浅口市 |
| • 笠岡市   | • 高梁市 | • 新見市 |
| • 真庭市   | • 里庄町 | • 奈義町 |
| • 吉備中央町 |       |       |

今回の料金改定では、水道料金が大幅に見直しされることとなります。そのため口径別に移行した場合、利用者間の料金格差が拡大するおそれがあります。このような状況を踏まえ、現行の「用途別」を維持することとします。

## 2. 答申（案）の構成

---

### （5）水道料金表について

## 2. 答申（案）の構成【水道料金表について】

### ◆料金表の確定 第4回審議会資料（1）P12

#### 【水道料金表の改定】

			(税抜)	
用途	区分	使用水量	料金 (改定前)	料金 (改定後)
家事営業用	基本料金	1箇月 10m <sup>3</sup> まで	770円	1,260円
	超過料金 1m <sup>3</sup> につき	1箇月 10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	103円	136円
		1箇月 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	117円	155円
		1箇月 50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	131円	173円
		1箇月 100m <sup>3</sup> を超えるもの	145円	192円
臨時用		1m <sup>3</sup> につき	262円	374円

## 2. 答申（案）の構成【水道料金表について】

### ◆料金表の確定 第4回審議会資料（1）P13

#### 【現行と改定後の水道料金の比較】

（2ヶ月、税込）

使用量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	新料金 (円)	差 (円)
0~20	1,694	2,772	1,078
21	1,807	2,921	1,114
22	1,920	3,071	1,151
23	2,033	3,220	1,187
24	2,147	3,370	1,223
25	2,260	3,520	1,260
26	2,373	3,669	1,296
27	2,487	3,819	1,332
28	2,600	3,968	1,368
29	2,713	4,118	1,405
30	2,827	4,268	1,441
31	2,940	4,417	1,477
32	3,053	4,567	1,514
33	3,166	4,716	1,550
34	3,280	4,866	1,586
35	3,393	5,016	1,623
36	3,506	5,165	1,659
37	3,620	5,315	1,695

使用量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	新料金 (円)	差 (円)
38	3,733	5,464	1,731
39	3,846	5,614	1,768
40	3,960	5,764	1,804
41	4,073	5,913	1,840
42	4,186	6,063	1,877
43	4,299	6,212	1,913
44	4,413	6,362	1,949
45	4,526	6,512	1,986
46	4,639	6,661	2,022
47	4,753	6,811	2,058
48	4,866	6,960	2,094
49	4,979	7,110	2,131
50	5,093	7,260	2,167
51	5,206	7,409	2,203
52	5,319	7,559	2,240
53	5,432	7,708	2,276
54	5,546	7,858	2,312
55	5,659	8,008	2,349

使用量 (m <sup>3</sup> )	現行料金 (円)	新料金 (円)	差 (円)
56	5,772	8,157	2,385
57	5,886	8,307	2,421
58	5,999	8,456	2,457
59	6,112	8,606	2,494
60	6,226	8,756	2,530
70	7,513	10,461	2,948
80	8,800	12,166	3,366
90	10,087	13,871	3,784
100	11,374	15,576	4,202
200	25,784	34,606	8,822
300	41,734	55,726	13,992
400	57,684	76,846	19,162
500	73,634	97,966	24,332
1,000	153,384	203,566	50,182

【参考】厚生労働省（令和5年）調べでは、1日に使用する水量を1人当りに換算すると約230リットルとなっています。

これを基に2ヶ月、4人世帯で算出すると約55m<sup>3</sup>の使用水量となります。

## 2. 答申（案）の構成

---

(6) その他のご意見

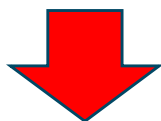
## 2. 答申（案）の構成【その他のご意見】

---

★水道料金の改定に関するこれまでの決定事項について、実施方法等に関する意見や要望を答申の付帯意見に反映させるものです。審議会委員の皆様にご意見をいただきたいと考えています。

### 【意見の参考例】

- ・水道料金平均改定率が42.87%と大幅なものとなることから、物価高騰の影響を受けている町民生活等への負担軽減に配慮し、急激な負担増とならないよう、段階的な料金改定を検討されたい。
- ・水道料金の改定を実施するにあたっては、水道使用者に対し、広報誌やホームページ等を活用し、町民の理解を得られるよう努められたい。
- ・水道料金の改定時期・・・など



ご意見をいただいた事項につきましては、答申(案)としてとりまとめ、次回の審議会において審議していただく予定としております。